

タクシー業務適正化特別措置法施行規則手数料計算（妥当性の検証）

【講習事務】

タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）第2条第5項に規定する指定地域においては、タクシー運転者として乗務するにあたり、予めタクシー運転者登録原簿に登録を受けることを義務付けている。

その際、法第7条第1項第3号により「タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習」を修了していることを一要件としている。

また、法第18条の2により国土交通大臣が講習を命じた場合も同講習を受講することになっている。

横浜地域（神奈川県内のうち、横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市の区域）においては、国土交通大臣より認定を受けた認定講習実施機関である一般財団法人神奈川タクシーセンターが講習事務を行っている。

○講習手数料

講習手数料については、講習手数料収入で賄うべき経費を算出し、当該値を基に以下のとおり設定している。

法施行規則第3条の2第1項に規定する研修（新規講習） 1件あたり 11,000円

※なお、法施行規則第14条の2に規定する講習（命令講習）についても、上記と同額の手数料。

○経費の算出

H22年度実績の経費は、以下のとおり。

（単位：千円）

費目	金額
人件費	8,767
退職給与引当金	1,139
物件費	5,908
減価償却費	0
特定資産購入支出	0
雑収入	47
経費計	15,767 ①

○受講者数

（単位：件）

	神奈川
H22受験者数	1,410 ②

◎手数料の妥当性の検証

・講習1回あたりの経費

$$\text{①} \div \text{②} = 15,767,000 \text{円} \div 1,410 = 11,182 \text{円} > 11,000 \text{円} \text{（現行手数料）}$$

現行手数料の妥当性について、直近年度（H22）のデータを基に検証した結果、上記のとおり1件あたりの経費は現行手数料より高い値となった。